

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。